平成23年度9月補正予算編成方針

1 補正予算の編成方針について

今回の補正予算は、「平成23年度6月補正予算編成方針について」(平成23年5月16日付け高財第25号財務部長依命通達)第4項に基づき提出している「今後の補正見込みに関する調書」に掲げるもののうち、今回予算補正を必要とするものおよび当初予算編成後の情勢変化に伴い、真に予算補正を必要とするものならびに、同依命通達第3項に規定するものについて編成するものとする。

2 平成23年度6月補正予算編成方針について(依命通達)(抜粋)

記

- 3 工期の適正な確保や繰越事業の縮減の観点から、当初予算措置済みのものであっても、当該契約(支出負担行為)が未了であり、工期が年度を越えることが見込まれるものについては、債務負担行為を設定すること。
- 4 6月以降において予算計上が必要なもので、特別の理由により、今回の補正予算に計上が困難なもの(県施行事業地元負担金、制度改正等)については、その項目、見込金額および理由等を別途調書で必ず 提出すること。

なお、これによって年度内の財政計画をたてる関係上、その後の予算補正はこの調書に係るものおよび災害等に伴う真にやむを得ないもののみに限定する方針であるから留意すること。